

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

米原市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年米原市条例第 23 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 27 年 5 月 29 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）等が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に米原市税条例（平成 17 年米原市条例第 47 号）および米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成 26 年米原市条例第 70 号）を改正する必要性が生じ、平成 27 年 3 月 31 日に米原市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

米原市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成 27 年 3 月 31 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

米原市税条例等の一部を改正する条例

(米原市税条例の一部改正)

第1条 米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表および第4項において同じ。」に、「この表」を「この表および第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第57条および第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

付則第9条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄付金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項および第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項および次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課

期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申告書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

付則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

付則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第11条の2の見出し中「平成25年度または平成26年度」を「平成28年度または平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分または平成26年度分」を「平成28年度分または平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

付則第12条（見出しを含む。）および第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項および第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年米原市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中米原市税条例付則第16条の改正規定を次のように改める。

付則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項および第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第1条第2号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「付則第3条」を「付則第3条第1項」に改め、同条第3号中「第52条第1項および」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）」ならびに同条第3号の改正規定ならびに」を加え、「付則第4条」を「付則第3条第2項、第4条」に改める。

付則第3条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）およびイならびに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付則第5条の表中「付則第16条」を「付則第16条第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第1条第2号および第3号ならびに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例付則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例付則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例付則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

米原市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後		現 行	
<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p>（均等割の税率）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号または第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>		<p>米原市税条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p>（均等割の税率）</p> <p>第31条 略</p> <p>2 第23条第1項第3号または第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p>	
法人の区分	税率	法人の区分	税率
<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の5</u>に規定する資本金等の額をいう。以下この表および第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表および第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所または寮等の従業者（俸給、給料もしくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	略	<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 資本金等の額（<u>法人税法第2条第16号</u>に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（<u>保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額</u>））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所または寮等の従業者（俸給、給料もしくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業</p>	略

略	
3 略	
4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額および資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。	
第32条～第47条の6 略 （法人の市民税の申告納付）	
第48条 略	
2～5 略	
6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人および当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項および第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項および第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項および第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額およびこれと併せて納付す	

	者数の合計数」という。）が50人以下のもの
略	
3 略	
第32条～第47条の6 略 （法人市民税の申告納付）	
第48条 略	
2～5 略	
6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人および当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項および第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項および第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項および第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額およびこれと併せて納	

べき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。

第49条 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第 50 条 略

2 略

3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項または第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項または第 19 項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたこと（同条第 2 項または第 4 項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第51条～第56条 略

第 57 条 法第 348 条第 2 項第 10 号から第 10 号の 10 までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号および第 2 号

付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。

第49条 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第 50 条 略

2 略

3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項または第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項または第 19 項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定がされたこと（同条第 2 項または第 4 項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日または国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

第51条～第56条 略

第 57 条 法第 348 条第 2 項第 10 号から第 10 号の 9 までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号および第 2 号

に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業または施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

第58条・第58条の2 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5までまたは第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合または有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第60条～第149条 略

付 則

第1条～第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条

に、家屋については第3号および第4号に、償却資産については第5号および第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業または施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

第58条・第58条の2 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5までまたは第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合または有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

第60条～第149条 略

付 則

第1条～第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条

第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

第7条の4・第8条 略

(個人の市民税の寄付金控除額に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項および第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項および次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日ま

第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 略

第7条の4・第8条 略

第9条 削除

でに、法附則第7条第10項の規定により申告書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項および第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条～第10条の3 略

（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 略

（平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条

第10条～第10条の3 略

（土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）

第11条 略

（平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例）

第11条の2 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条

の規定にかかわらず、平成 28 年度分または平成 29 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 28 年度適用土地または平成 28 年度類似適用土地であって、平成 29 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- （宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 12 条 宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を

の規定にかかわらず、平成 25 年度分または平成 26 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 25 年度適用土地または平成 25 年度類似適用土地であって、平成 26 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- （宅地等に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 12 条 宅地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を

乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定

乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定

にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

第13条の2～第14条の2 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2

にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

第13条の2～第14条の2 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 付則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2

または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号および第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項および第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円

または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号および第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

第16条 削除

	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>

	5,000円	3,800円
--	--------	--------

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第2条中米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第1条第2号および第3号ならびに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の米原市税条例

（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例付則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例付則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分
は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの
固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例付則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用す
る。

米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行			
<p>米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例 (米原市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p><u>付則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」</u> <u>に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附</u> <u>則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第</u> <u>30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法</u> <u>第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項および第3項において「初</u> <u>回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2</u> <u>項とし、同項の前に次の1項を加える。</u></p>	<p>米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条 例 (米原市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p><u>付則第16条を次のように改める。</u> (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動 車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受 けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税 に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
<p><u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1189 1348 1487 1402">第82条第2号ア</td> <td data-bbox="1487 1348 1792 1402">3,900円</td> <td data-bbox="1792 1348 2089 1402">4,600円</td> </tr> </table>	第82条第2号ア	3,900円	4,600円
第82条第2号ア	3,900円	4,600円		

初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(後略)

第2条 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中米原市税条例第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）ならびに付則第3条第1項および第5条（第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）付則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

(3) 第1条中米原市税条例第23条、第48条、第52条第1項および第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）なら

	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(後略)

第2条 略

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中米原市税条例第82条の改正規定ならびに付則第3条および第5条（第1条の規定による改正後の米原市税条例（以下「新条例」という。）付則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

(3) 第1条中米原市税条例第23条、第48条、第52条第1項および付則第16条の改正規定ならびに次条第3項、付則第4条および第5条（新条例付則第16条に

びに同条第3号の改正規定ならびに付則第16条の改正規定ならびに次条第3項、付則第3条第2項、第4条および第5条（新条例付則第16条に係る部分に限る。）の改正規定 平成28年4月1日

(4)・(5) 略

第2条 略

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）およびイならびに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 略

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条および新条例付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	
新条例付則第16条第1項の表以外の部分	略
新条例付則第16条第1項の表第82条第2号アの項	

に係る部分に限る。)の改正規定 平成28年4月1日

(4)・(5) 略

第2条 略

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 略

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条および新条例付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	
新条例付則第16条の表以外の部分	略
新条例付則第16条の表第82条第2号アの項	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第2条中米原市税条例および米原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第1条第2号および第3号ならびに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の米原市税条例

（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例付則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例付則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定

資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例付則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。